

## 令和5年度長崎県獣医師養成確保修学資金募集要項（高校生等対象）

### 1 目的

長崎県では、将来、長崎県内の産業動物獣医師又は県職員獣医師（以下、産業動物獣医師等）として働くことを希望する長崎県内の高校生等の皆さんを募集します。

本制度は、獣医系大学の協力のもと、獣医師を志す学業優秀な高校生を対象に、長崎県獣医師養成確保修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、未来の県内産業動物獣医師等の養成を図ることを目的とします。

### 2 修学資金貸与までの流れ

- (1) 修学資金貸与を希望する長崎県内の高校生等を募集
- (2) 長崎県による選考試験の実施（以下「県選考試験」という。）
- (3) 県選考試験合格者は、入学を希望する大学（以下「希望大学」という。）が実施する地域枠特別選抜入試（以下「大学選抜入試」という。）を受験
- (4) 中央畜産会が大学選抜入試合格者と契約した上で、修学資金を貸与

### 3 修学資金の額

- (1) 高等学校3年次等  
大学の入学手続き時に納入する前期分の費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）
- (2) 獣医学生時  
月額18万円上限（大学1～6学年の6年間）

### 4 修学資金の返済が全額免除される要件

- (1) 大学卒業後2年以内に獣医師免許を取得すること
- (2) 産業動物獣医師等として、県内の市町等の家畜診療施設等又は長崎県（ただし、家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に限る）（以下「就業予定先」という。）に就職すること
- (3) (1)及び(2)の要件を満たした上で、次の又はに該当したとき  
(2)に掲げる就業予定先に、産業動物獣医師等として10年間従事したとき  
公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき

### 5 修学資金貸与者の募集

- (1) 募集人数  
1人
- (2) 募集期間  
令和5年6月8日（木）～9月15日（金） 消印有効
- (3) 対象者  
次の から まですべてを満たす者  
対象大学のうち希望する大学の選考基準を満たす者  
高等学校の全体の評定平均値が4.0以上で、かつ、数学（数学、数学、数学A、数学B）と理科（物理、化学、生物のいずれか2科目以上）を履修し、学校長が推薦する者  
大学卒業後、産業動物獣医師等として就業予定先への就業を希望する者

#### (4) 応募手続

募集期間内に、次の書類を「長崎県農林部畜産課」あてに、郵送又は持参により提出してください。

長崎県獣医師養成確保修学資金貸与志願書（様式1）

自己推薦書（様式2：志願者本人が自筆したもの）

調査書（高等学校が作成し、厳封したもの）

推薦書（様式3：学校長が作成したもの）

志願書に添付したものと同一写真2枚（縦3.5cm×横3cm）

#### 【郵送先】

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県農林部畜産課

#### 【注意事項】

- ・ 郵送する場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「長崎県獣医師養成確保修学資金貸与志願書」と明記してください。
- ・ 郵送の場合は、募集期間末日の消印を有効とします。
- ・ 持参する場合は、長崎県農林部畜産課に持参してください。受付時間は午前9時から午後5時45分までです。（土日及び休日を除きます。）

### 6 県選考試験

#### (1) 試験日

別途調整（10月上旬を予定しています）

#### (2) 場所

長崎県庁内（応募者に対し、別途連絡します）

#### (3) 試験内容

小論文及び面接

#### 【注意事項】

- ・ 試験の開始時間及び場所等については、改めて連絡します。
- ・ 志願者には、「県選考試験に合格した場合は、必ず大学選抜入試を受験し、合格した場合必ず入学する」旨の「誓約書」を県選考試験日に提出していただきます。なお、不合格の場合には、この誓約書はお返しします。

### 7 合格発表

令和5年10月20日（金）までに県選考試験受験者に対し、合否を通知します（郵送）。

なお、合格者には合格証が交付され、県は合格者を大学選抜入試対象者として、希望大学に推薦します。

### 8 大学選抜入試

#### (1) 出願期間等

出願期間等については、各大学の募集要領を参照してください。

県選考試験合格者は、各大学の入試手続等に基づき、期日までに手続を行ってください。

#### (2) 入学手続

合格者は、各大学の規定等に基づき入学手続を行ってください。

## 9 修学資金の貸与

大学選抜入試合格者に対しては、貸与手続き終了後、大学の入学手続き時に納入する前期分の費用、また、大学入学後6年間、月額18万円を上限に貸与されます。

この長崎県獣医師養成確保修学資金の制度は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、大学選抜入試の合格者は、当該事業実施主体である「公益社団法人中央畜産会」と契約した上で、修学資金が貸与されることとなります。

なお、この契約に基づき、獣医学生が大学入学後に休学や留年した場合等については、貸与の休止等の措置が取られることとなります。

手続等詳細については、各大学選抜入試の合格発表後、合格者へ連絡します。

## 10 注意事項

この修学資金の貸与の決定をもって、将来、獣医師として就業予定先に採用することを約束するものではありません。採用には就業予定先の採用試験に合格することが必要です。

なお、次の事項のいずれかに該当した場合、既に貸与された修学資金及び加算金（年10.95%）を返還しなければなりません。

- ・「公益社団法人中央畜産会」との契約が解除されたとき
- ・獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき
- ・獣医師免許を取得後、やむを得ない理由なく1年以内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかったとき
- ・獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が、10年間に満たなかったとき

## 11 問合せ先

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県農林部畜産課

電話：095-895-2955（直通）

FAX：095-895-2593

メール：sho-kubo@pref.nagasaki.lg.jp（担当：久保）